

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年8月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について還付金を受領しているため未加入との回答を得た。保険料は納付しており、還付金を受け取った記憶も無いので、国民年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、納付組織を通じて保険料を納付していたが、国民年金への任意加入手続を経ていないとして昭和48年7月13日に還付されたことが、申立人に係る社会保険庁の特殊台帳やA町保存の国民年金被保険者名簿により確認できる。

一方、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和41年1月から国民年金に加入（昭和43年3月からは任意加入）し納付組織で保険料を納付していたが、43年9月にB社に就職（厚生年金保険に加入）した後も引き続き国民年金保険料を納付していたため、43年9月及び同年10月分の保険料が過誤納となり、44年2月に、以前の未納期間に充当されている。また、43年11月以降の保険料は納付されていないことから、このころ、任意加入の資格喪失届が提出されたと考えられる。

しかし、申立人はその後、昭和44年3月末でB社を退職しており、同年4月から国民年金保険料の納付組織による集金が再開されている。国民年金の加入手続は申立人の義父が行ったとしており詳細は不明であるが、一時停止していた集金が再開されたことから、この時点で国民年

金の任意加入の手続が行われたものと推認され、これが行政側の記録に正しく反映されなかったことにより誤った還付が行われたと考えられることから、申立期間の国民年金保険料は納付済みとすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日を昭和26年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月31日から27年2月1日まで

昭和21年1月28日に入社以来、63年11月11日の退職まで、A社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の人事記録から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から同年 6 月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和 49 年か 50 年ごろ、A 市役所から申立期間の保険料を納付できる旨の案内があり、まとめて 4 か月分納付したはずである。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 43 年 3 月以降で、社会保険庁のオンライン記録、A 市の保有する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が保有する国民年金手帳とも資格取得日は、42 年 9 月 21 日となっており、申立期間は未加入となっている。

また、申立人によれば、A 市から納付を促す文書が届き、市役所の窓口で納付したとしているが、案内が届いたとする時点では申立期間の保険料は特例納付の保険料に相当し、市町村では収納できないほか、当時（昭和 48 年 3 月から 56 年 8 月まで）、申立人は B 市に住民登録して居住しており、A 市から国民年金関係の案内があったとの申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月から同年 12 月まで
② 昭和 48 年 1 月から 49 年 9 月まで

①昭和 47 年 9 月から同年 12 月までA社B部に、②48 年 1 月から 49 年 9 月までA社C部に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の記録及びA社の回答書により、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間について、申立人には給与明細書等の資料は無く、事業主も、「申立人の勤務形態は社会保険適用対象外の臨時雇用であった。」としており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 47 年 5 月 16 日から 55 年 6 月 1 日までは、夫のD共済組合の被扶養者となっている。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月まで

昭和 48 年 6 月から 50 年 7 月まで A 県立 B 高等学校で事務職の非常勤職員として継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険に未加入となっている。継続して勤務し、給与から保険料を引かれていたはずなので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 県立 B 高等学校が保存する人事記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、49 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで及び 50 年 4 月 1 日から同年 7 月 20 日までの各期間について、A 県教育委員会の臨時的任用職員として採用されていることが確認できるが、申立期間については記録が無い。同校によれば、「申立期間は B 高等学校 P T A 雇用の職員であったと推認される。」としており、継続的に学校内で同一事務に従事していたものの、人事的な扱いが異なっていたとしている。

社会保険庁の記録によれば、B 高等学校 P T A は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人が当該事業所において従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人には給与明細書等の資料は無く、同校でも、「P T A に勤務の間は厚生年金保険の適用は無く、保険料の控除は無かったはずである。」としており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 15 日から 38 年 9 月 30 日まで
昭和 34 年 5 月から 38 年 9 月ごろまで、A 署で継続して勤務していたが、35 年 6 月 16 日に資格を喪失した記録となっており、申立期間について厚生年金保険に未加入となっている。38 年 3 月 19 日消印の A 署内申立人宛郵便物を持っており、間違いなく勤務していたので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 署の年金等を管理する B 共済組合本部に申立人の年金加入記録を確認したところ、申立人は、昭和 35 年 6 月 15 日から 38 年 9 月 30 日まで、B 共済組合に加入していたが、退職時に退職一時金として、当該加入期間に係る年金を受給済みとなっていることが確認された。

申立人に、退職一時金の受給の有無を確認したところ、記憶が無いとしているが、本人の印鑑を押した退職一時金決定請求書、長期給付算定計算書及び共済一時金決定通知書等の当時の手続書類が同本部に保存されており、退職一時金の支給を疑わせる事情は見当たらない。このため、申立期間については、厚生年金保険ではなく共済年金に加入していたが、退職時に退職一時金で年金を受給済みとなったため、年金加入期間としての記録が存在しないものとなっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。